

火器等保管装備品等の保管及び整備要領に関する通達

昭和36年4月1日

陸幕発武第211号

改正 昭和48年12月21日陸幕監理第128号 平成2年7月19日陸幕武化第393号
平成19年3月28日陸幕法第61号 平成23年4月6日陸幕武化第163号
平成30年3月14日陸幕法第104号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長
各 機 関 の 長
殿

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規75)

火器等保管装備品等の保管及び整備要領に関する通達
標記について、下記により実施されたい。

記

1 目 的

火器等装備品等のうち、常時使用しないことが予想される装備品等を保管装備品等として保管し、人員の充足状況等を勘案して整備業務の軽減を図るとともに、整備・検査等を適切に実施して保管装備品等の機能維持を図る。

2 保管装備品等の指定

(1) 陸上総隊司令官等（陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第71－5号）第2条に規定する方面総監等をいう。以下同じ。）は、人員の充足又は訓練の状況等を勘案して保管すべき装備品等の品目・数量を指定するものとする。

(2) 保管装備品等には、整備を完了した使用可能品を充当する。

3 管理者の指定

陸上総隊司令官等は、保管装備品等の管理を適切にするため、保管場所及びその管理者を指定するものとする。

4 保管装備品等の標示

保管装備品等は、固有番号等により確定し、使用中の同一装備品等との混同を防止するため適切な標示を実施する。

5 保管及び整備等の要領

管理者は、保管場所や期間等を考慮し、保管前、保管中の整備及び検査を実施する。細部は、別紙を準拠として方面総監の定めるところによる。

6 保管装備品等の指定の解除

陸上総隊司令官等は、保管装備品等を再使用するための指定の解除に必要な規定を設けるものとする。再使用に当たっては、野整備隊等において機能検査を受けるものとする。

関連文書：別紙

保管及び整備等の細部実施要領

1 全 般

保管及び整備等を実施する際は、必要に応じて野整備部隊等の支援を受ける。

2 保 管

保管装備品は、屋内に保管することを基準とする。やむを得ず屋外に保管する場合は、保管を適切にし、風雨等による腐食、損傷、機能低下等を極力防止するものとする。

3 整 備

(1) 保管前

ア 共 通

(ア) 火器は、保管前にそれぞれ整備実施規定、取扱書及び教範（以下「整備実施規定等」という。）に従い野整備部隊の支援を受けて完全な整備及び給油脂を実施する。

(イ) 防せいを要する箇所は、防せいを施す前に脱脂剤により洗浄して古い油脂を除去するものとし、洗浄のできない箇所は、脱脂剤を浸した手入布で十分拭き取る。

イ 小火器

防せい、包装、収納は、気化性防せい剤（粉末又はか粒状）又は潤滑洗浄剤等を用い、その性能、特性に応じた処置をする。

ウ 火 砲

(ア) 砲 身

a 砲腔（こう）及び薬室に潤滑洗浄剤等を塗布し、十分手入れする。

b 耐油性包装紙で砲口を覆い、粘着テープで固定する。段ボールを円形のベニヤ板で押さえ、粘着テープで固定する。

c 防水紙で砲口端面全部を包み粘着テープで固定する。雨水に対する保護のためテープの上に薄膜防せい剤 1 号を塗る。

d 砲身外部の非塗装露出金属面を薄膜防せい剤 1 号で全部被膜した後、耐油性包装で 2 重に包み粘着テープで固定し、その上に薄膜防せい剤 1 号を塗る。

(イ) 砲尾機構

砲尾機構の内部部分は潤滑洗浄剤等を塗り砲身に結合する。閉鎖機を閉じる前に塗装していない全ての金属面に防せい剤が塗布されているかを確認して、薄膜防せい剤 1 号で閉鎖機を閉じ込める。

(ウ) 駐退復座装置には、各火砲の整備実施規定等に応じたところにより油量を点検し、駐退油又は作動油を給油する。

(エ) 気圧式平衡機を使用している火砲の平衡機の露出仕上面も(ア)に準じて包装する。

(オ) 非包装外部金属面

露出した非塗装機械面又は仕上面には薄膜防せい剤 1 号を塗る。

(カ) 砲 覆

各火器備付けの覆を確実に結び付ける。

(キ) タイヤ

各器材ごと示されているもののほか、次による。

a 地面から持ち上げ、タイヤ圧を正規の使用圧の 1 / 2 に減圧する。

b 持ち上げのできないときは月に 1 回タイヤの接地面を移動させる。

エ 器具類

光学器具類はそれぞれ所定の格納箱に収納し乾燥剤を入れる。

(2) 保管中

ア 腐食、損傷等が認められた場合は、必要な整備を確実に実施する。

イ 試 動

(ア) 駐退復座装置

整備実施規定等による。この際、部隊整備で試動が実施できない火砲は、野整備部隊の支援を受ける。

(イ) 平衡機

a 気圧式の平衡機は 6 箇月を超えない間隔で試動を実施する。この際、平衡機作動範囲全域において 1 往復以上動作させる。

b ばね式平衡機は試動の必要はないが仰角を保ち、ばね圧を減じておくものとする。

ウ 火砲の性能を補助する動力装置を有する場合は、野整備部隊の支援を受け、整備実施規定に示された予防整備を実施する。

4 検 査

火器等保管装備品等は、保管中の機能の変化の有無を確認するため、所要に応じて外観検査を実施し、保管状態を確認する。また、適時抽出し、野整備部隊の支援を受けて機能検査を行う。

5 格納保管用材料

補給管理資料 F—4 「備品等備付基準及び消費基準表」 による。